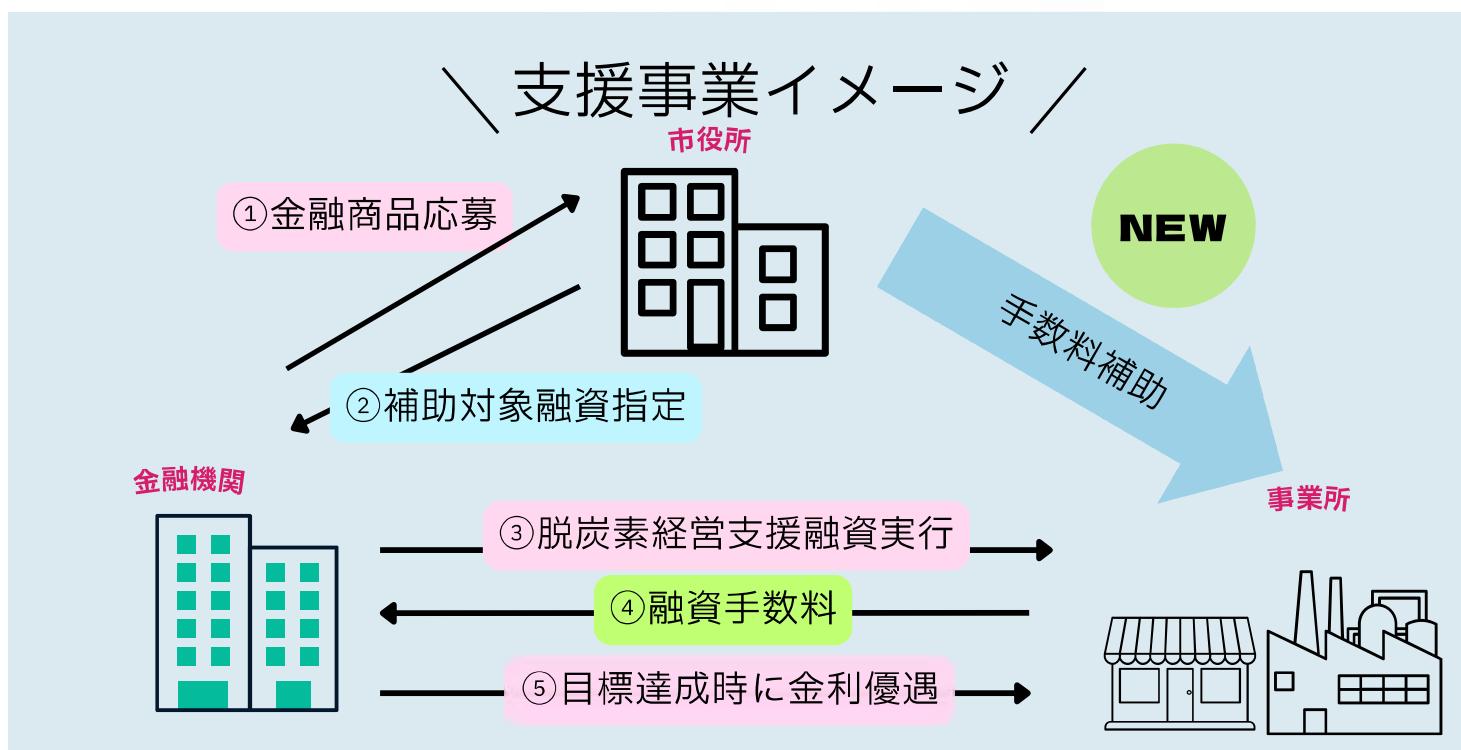


NEW

御前崎市脱炭素経営 支援融資推進事業

市内の事業者及び個人事業者の脱炭素経営を支援するため、市が指定した脱炭素経営支援融資を対象として融資実行に伴う手数料を補助します。



事業概要

- ・補助対象者 市の指定する金融商品の融資をうけた市内本店所在地又は住所を有する事業者等
- ・対象経費 令和7年4月1日以降の補助対象融資実行時にかかる手数料（融資金額の1%を上限）
- ・補助率 対象経費の2分の1以内（上限10万円）
- ・申請期間 令和7年7月1日（火）～予算に達し次第終了

0537-85-1134

〒437-1692 御前崎市池新田5585

御前崎市役所 GX推進課

御前崎市 脱炭素経営



gx@city.omaezaki.shizuoka.jp

対象となる金融商品



以下に合致する金融商品を公募します。

- ・融資制度 令和12年度までの温室効果ガス排出量削減計画を策定し、削減目標の達成により事業者が金利優遇を受けられる仕組みの融資制度
- ・脱炭素目標 每年3%以上の温室効果ガス排出量削減
- ・資金使途 運転・設備 ※設備資金の場合には、投資先が市内であること
- ・返済期間 3年以上
- ・手数料 融資金額の1%程度
※融資金額、金利、貸付形態、返済方法等については金融機関の任意
- ・公募期間 令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）

申請に必要な書類等



事業計画書（様式第1号 別紙）

決算書又は確定申告書（1期分）

申込人（企業）概要が確認できる資料（パンフレット等）

補助対象融資であることが確認できる資料（借入申込書（写し）、金銭消費貸借契約証書（写し）、確約書（写し）、削減計画等）

市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書の写し

手数料の金額が確認できる書類（確約書（写し）等）

融資実行に伴う振込金を確認できる書類（通帳（写し）等）

【資金使途が設備資金の場合】・領収書、請求書又は見積書・設備計画書

その他市長が必要と認める書類

（お問い合わせ先）御前崎市GX推進課（市役所2階）

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 御前崎市役所

☎0537-85-1134 E-mail : gx@city.omaezaki.shizuoka.jp

